

声 明

後期高齢者医療制度の廃止を求め 第2次不服審査請求の「棄却」に抗議する

私たち「後期高齢者医療制度に怒る道民の会」は、「後期高齢者医療制度は、いのちを年齢で差別する高齢者差別法」であり、「憲法に違反する」として、北海道後期高齢者医療審査会（以下審査会と略）に、808名が不服審査請求をおこないました。

10月9日に開催された審査会で、第1次（5月中に提出）につづいて、審査請求を「棄却」および「却下」という裁決が下されました。

政府が「後期高齢者」と呼ぶ75才以上の高齢者は、戦争の苦労を背負い、戦後社会の再建に身をていした世代であり、年齢を重ねた高齢者の豊かな知恵と経験は、いまでも社会の大きな宝であります。私たちは、その高齢者のいのちを差別する「後期高齢者医療制度」は、根本から間違っているとの考えから不服審査請求をおこないました。

しかし、審査会の裁決は、保険料の仮徴収や強制加入による被保険証の交付は「法令および条例の規定に基づき行ったものであり、取り消すべき瑕疵あるものとはいえない」と棄却し、加入手続きの取り消しについては「本人の意思確認は必要としない」と却下いたしました。しかも憲法違反については「権限外」として判断を避けました。

私たちは、請求人が意見書で述べているように「年金は一円も上がりません。なのに後払いの年金から保険料だけ先取りで天引きされれば生活ができない」「やり直しのきかないこの後に及んで、長生きしてはダメだということか」など、高齢者の悲痛な叫びや怒りを受け止めようとはしない極めて冷たい裁決で、誠に遺憾であり、審査会に対し強く抗議いたします。

口頭意見陳述は、私たちが申立てをした審査会委員の出席と公開を拒否し、前回と同様、机に置かれたテープレコーダーに向かって意見を述べるという状態のなかでおこなわれました。

審査会は、主権者である請求人の訴えに真摯に耳を傾ける姿勢があるのか、強い疑念と怒りを禁じ得ません。

「後期高齢者医療制度は、廃止しかない」という国民の世論と運動は、いっそう高まり、全国での不服審査請求は8千人を超え、現在も各地でとりくまれています。

制度の責任者である厚生労働大臣は、国民の怒りや廃止を求める世論によって、「姥捨て山行きバス」と認め、「75才以上の方の怨嗟的、年齢で切ったというのが一番大きかった。そういうことをひしひしと感じた」として「抜本見直し」を言わざるを得ない事態であり、この制度はもはや存続不能に陥っていることは明確であります。

私たちは、どんな理由であれ、医療という人間の命に関わる問題で、高齢者を差別する制度は一刻もつづけさせないわけにはいきません。私たちは、ひきつづき制度の不当性・違法性を主張し、来るべき衆議院選挙では、大きな争点にして「廃止」を実現するために全力をあげます。

北海道後期高齢者医療審査会は、今後の第3次審査にあたって、以上のことを十分に考慮して裁決されるよう再度要望します。

道民のみなさん、これまで以上にご支持ご支援をいただくとともに、「後期高齢者医療制度」の廃止に向かってともに力を尽くそうではありませんか。

2008年10月29日

後期高齢者医療制度に怒る道民の会（代表 渡部 務）

連絡先・北海道社会保障推進協議会・札幌市北区北14西3・TEL011-758-2648 FAX011-758-4666